

業費ノ四分ノ一トシ負擔區毎ニ之ヲ定ム但シ第二條第二項ノ規定ニ依リ負擔區劃ノ限界ヲ定メタル
場合ニ於テハ第二條第一項ノ地域内ニ在ル限界外ノ土地ニ付負擔スヘキモノトセハ其ノ負擔金額ハ
之ヲ控除ス負擔區内ニ負擔金ヲ負擔セサル土地アル場合ニ於テ其ノ土地ニ付負擔金ヲ負擔スヘキモ
ノトセハ其ノ負擔金額ニ付亦同シ

道路擴築ノ場合ニ於テ其ノ擴築スヘキ部分ノ平均幅員カ舊道路ノ平均幅員ノ三倍以上ナルトキハ前
項ノ適用ニ關シテハ之ヲ道路新設ト看做ス

第五條 府知事ハ負擔區ヲ利益ヲ受クル厚薄ニ依リ一箇又ハ數箇ノ地帯トシ一定ノ率ニ依リ各地帯ノ
負擔額ヲ定ム

第六條 新設又ハ擴築スル道路ニ接スル地帯内ニ在リテハ其ノ地帯ノ負擔額ノ三分ノ一ヲ土地ノ道路
ニ接スル部分ノ長ニ比例シ其ノ三分ノ二ヲ土地ノ面積ニ比例シ、其ノ他ノ地帯内ニ在リテハ其ノ地
帯ノ負擔額ヲ土地ノ面積ニ比例シテ各受益者ノ負擔金額ヲ定ム

第七條 同一ノ土地ニシテ重複シテ道路ノ新設又ハ擴築ノ費用ヲ負擔スヘキ關係ニ該當スルモノニ付
テハ其ノ負擔ノ一部ヲ免除スルコトヲ得

地形ニ依リ斟酌スヘキ必要アリト認ムルトキハ負擔金ヲ減免スルコトヲ得

第八條 負擔金ハ事業費豫算額ヲ以テ其ノ負擔區ノ事業著手ノ日ノ現在ニ依リ受益者ヨリ之ヲ納付セ

シム但シ第二項ノ納付期間内ニ受益者ニ異動アリタルトキハ新ニ受益者トナリタル者ヨリ殘額ヲ納
付セシム

前項ノ負擔金ハ七年間ニ均分シテ納付セシム

第一項ノ負擔金カ事業費精算額ニ依リ算出シタル各受益者ノ負擔金額ニ比シ超過スルトキハ之ヲ還
付シ不足スルトキハ之ヲ追徴ス但シ府知事ニ於テ大差ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 第二條第二項ノ規定ニ依ル負擔區劃ノ限界、負擔區、第五條ノ地帯及率、事業費豫算額及精
算額並事業著手ノ日ハ府知事之ヲ告示スヘシ

第十條 道路ノ新設又ハ擴築ニ要スル費用ヲ補足スル爲土地、物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ
對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ負擔金ヲ減免スルコトヲ得府知事カ適當ト認ムル工法ニ依リ工
事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者ニ對シテ亦同シ

第十一條 本令施行ノ際既ニ著手セル事業ニ付テハ本令施行ノ日ヲ以テ事業著手ノ日ト看做ス

第十二條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ府知事之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

大正九年九月六日内務省令第二十八號ハ都市計畫法施行令ノ規定ニ依リ事業執行ニ要スル費用負擔者指定ノ件、同十年十二月十七日同告示第二百四十五號ハ東京都市計畫事業ヲ執行スヘキ行政廳ハ東京府知事トスルノ件ナリ

●内務省告示第二百七十四號

東京都市計畫河川ノ改修及其ノ事業執行年割左ノ通決定スルノ件昭和二年三月三日内閣ノ認可ヲ得タリ

昭和二年三月八日

内務大臣臨時代理

遞信大臣 安 達 謙 藏

第一 東京都市計畫河川改修ノ件左ノ通定ム

名稱	區	域	延長(約)	幅員(約)
澁谷川	天現寺ヨリ宮益橋上流ニ至ル		二、七四二*	一〇乃至一三*
第二	前項ノ計畫ハ都市計畫事業トシテ昭和二年度ヨリ昭和五年度迄四箇年度ニ繼續執行スルモノトシ其ノ年割左ノ通定ム			

河川改修事業執行年割

昭和二年度	約八分七厘
昭和三年度	約三割二分六厘
昭和四年度	約二割八分五厘
昭和五年度	約三割二厘

●内務省告示第二百七十六號

大正十一年十二月二十三日内閣認可東京都市計畫目黒川改修事業中左ノ通變更スルノ件昭和二年三月二日内閣ノ認可ヲ得タリ

昭和二年三月八日

内務大臣臨時代理

遞信大臣 安 達 謙 藏

大正十一年十二月二十三日内閣認可東京都市計畫目黒川改修事業中左ノ通改ム

一東京都市計畫事業河川運河ノ部

四等第二類 第三目黒川 長約四千三十九間幅員十四間

東京府荏原郡目黒町地内府縣道第一號東京、厚木線ニ架スル大橋ヨリ海ニ至ル

但シ大橋ヨリ蛇崩川合流點ニ至ル長約八百三十九間ハ幅員六間四尺蛇崩川合流點ヨリ田樂橋ニ至ル長約二百五十八間ハ幅員六間現在陸地護岸線ヨリ埋立地護岸線ニ至ル長約九十五間ハ幅員二十間

●内務省告示第二百七十七號

大正十五年三月六日内務省告示第二十二號東京都市計畫街路ノ改修事業ハ大正十五年度ヨリ昭和四年度迄四箇年度ニ繼續執行スルコトニ更メ其ノ執行年割ヲ左ノ通定ムルノ件昭和二年三月二日内閣ノ認可ヲ得タリ

昭和二年三月八日

内務大臣臨時代理

遞信大臣 安 達 謙 藏

街路ノ改修事業執行年割

- 大正十五年度 約七割八分三厘
- 昭和元年度 約一割三分二厘
- 昭和二年度 約三厘
- 昭和三年度 約八分二厘
- 昭和四年度 約八分二厘

●内務省告示第二百七十八號

大正十五年三月六日内務省告示第二十六號横濱都市計畫河川改修事業ハ大正十四年度ヨリ昭和三年度迄四箇年度ニ繼續執行スルコトニ更メ大正十五年度ヨリ昭和三年度ニ至ル執行年割左ノ通り定ムルノ件昭和二年三月二日内閣ノ認可ヲ得タリ

昭和二年三月八日

内務大臣臨時代理

遞信大臣 安 達 謙 藏

河川改修事業執行年割

- 大正十五年度 約四割五分四厘
- 昭和元年度 約四割五分四厘
- 昭和二年度 約八分八厘
- 昭和三年度 約八分八厘

●内務省告示第二百七十九號

大正十年五月十三日内閣認可東京都市計畫事業街路ノ部一人大路第三類第三號路線ヲ左ノ通變更スルノ件昭和二年三月二日内閣ノ認可ヲ得タリ

昭和二年三月八日

内務大臣臨時代理

遞信大臣 安 達 謙 藏

一等大路第三類第三

幅員十二間

(中央車道九間
左右歩道各一間半)

四谷區内藤町八十七番地地先東京市區改正設計第二等線ヨリ鐵道線路下ヲ過キ近衛第四聯隊裏ヨリ千駄ヶ谷町字竹ノ下ヲ經テ赤坂區青山南町四丁目東京市區改正設計第二等線ヲ横切リ麻布區筭町ニ至リ電車軌道ニ沿ヒ天現寺橋ヨリ四ノ橋北詰ニ至ルノ路線

●内務省告示第二百八十號

大正十四年八月十一日内務省告示第三百三十九號告示中第二項東京都市計畫街路ノ新設、擴張事業執行年度割左ノ通改ムノ件昭和二年三月二日内閣ノ認可ヲ得タリ

昭和二年三月八日

内務大臣臨時代理

遞信大臣 安 達 謙 藏

大正十年五月十三日内閣認可東京都市計畫事業中左ノ街路ノ新設、擴張ハ大正十四年度ヨリ昭和四年度迄五箇年度ニ繼續執行スルコトニ更メ昭和元年度ヨリ昭和四年度ニ至ル年度割左ノ通定ム

一等大路第三類第二號路線

一等大路第三類第三號路線中起點ヨリ千駄ヶ谷町府縣道第百八十三號千駄ヶ谷赤坂線ニ至ル區間及天現寺橋ヨリ四ノ橋北詰ニ至ル區間

一等大路第三類第十號路線中市部區間

二等大路第一類第七號路線

二等大路第一類第十二號路線中市部區間

二等大路第二類第一號路線中千駄ヶ谷町字北ノ脇三百三十八番地ヨリ大字代々木八十九番地地先明

治神宮ニ至ル區間

二等大路第二類第十五號路線

二等大路第三類第三號路線中市ヶ谷臺町九十三番地三十一號地地先ヨリ同七十五號地地先ニ至ル區

間

二等大路第三類第五號路線

街路ノ新設擴張事業執行年度割

大正十五年 約二割三分七厘

昭和元年 約二割一分九厘

昭和二年 約二割一分三厘

昭和三年 約二割一分三厘

昭和四年 約一割七分五厘

5
11

5
10

一、大...
 二、大...
 三、大...
 四、大...
 五、大...
 六、大...
 七、大...
 八、大...
 九、大...
 十、大...
 十一、大...
 十二、大...
 十三、大...
 十四、大...
 十五、大...
 十六、大...
 十七、大...
 十八、大...
 十九、大...
 二十、大...
 二十一、大...
 二十二、大...
 二十三、大...
 二十四、大...
 二十五、大...
 二十六、大...
 二十七、大...
 二十八、大...
 二十九、大...
 三十、大...
 三十一、大...
 三十二、大...
 三十三、大...
 三十四、大...
 三十五、大...
 三十六、大...
 三十七、大...
 三十八、大...
 三十九、大...
 四十、大...
 四十一、大...
 四十二、大...
 四十三、大...
 四十四、大...
 四十五、大...
 四十六、大...
 四十七、大...
 四十八、大...
 四十九、大...
 五十、大...

5
10

518
101

518
10

518
101

